

日本籍船舶における電子傾斜計に関する要件の明確化

改正対象

鋼船規則 H 編
安全設備規則
(日本籍船舶用)

改正理由

2023 年 5 月に開催された IMO 第 107 回海上安全委員会において、2026 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある総トン数 3,000 トン以上のコンテナ運搬船及びばら積貨物船に対し、電子傾斜計を備えることを要求するための SOLAS 条約第 V 章の改正が、決議 MSC.532(107)として採択された。本会は、当該改正の内容を、既に本会規則に取入れている。

2025 年 12 月 24 日には、これに関する日本籍船舶用の要件が、国土交通省により、省令及び告示に規定された。

これを受けて、本会規則においても当該要件を明確化すべく、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 国際航海に従事しない船舶には電子傾斜計を備えることが要求されない旨の明確化
- (2) 他の航海設備と同様に、電子傾斜計にも非常電源装置から 18 時間の給電が要求される旨の明確化
- (3) 電子傾斜計には、設定されたヒール角を超えたことを示す警告を設けることが必須である旨の明確化

施行及び適用

2027 年 1 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DD26-08

「日本籍船舶における電子傾斜計に関する要件の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
(日本籍船舶用) 鋼船規則 H 編 電気設備 3 章 設備計画 3.3 非常電気設備 3.3.2 非常電源装置の容量及び給電時間* -2. 非常電源装置は、特定の負荷の始動電流と過渡特性を考慮し、少なくとも次の負荷（電気に依存するものに限る。）にそれぞれ指定された時間同時に給電できるものでなければならない。 ((1)から(3)は省略) (4) 次の各装置に対して 18 時間。ただし、各装置が非常時の使用に適した場所に設置された蓄電池より 18 時間独立した給電を受けられる場合を除く。 ((a)及び(b)は省略) (c) 安全設備規則 4 編 2.1.1 から 2.1.17, 2.1.26, 2.1.29, 2.1.31 から 2.1.34 及び 2.2.1 により要求される航海設備であって電力を必要とするもの。ただし、船籍国の国内法によって装備することが免除されるものを除く。なお、そのような設備に給電することが不合理又は不可能と認められる場合には、総トン数	(日本籍船舶用) 鋼船規則 H 編 電気設備 3 章 設備計画 3.3 非常電気設備 3.3.2 非常電源装置の容量及び給電時間* -2. 非常電源装置は、特定の負荷の始動電流と過渡特性を考慮し、少なくとも次の負荷（電気に依存するものに限る。）にそれぞれ指定された時間同時に給電できるものでなければならない。 ((1)から(3)は省略) (4) 次の各装置に対して 18 時間。ただし、各装置が非常時の使用に適した場所に設置された蓄電池より 18 時間独立した給電を受けられる場合を除く。 ((a)及び(b)は省略) (c) 安全設備規則 4 編 2.1.1 から 2.1.17, 2.1.26, 2.1.29, 2.1.31, 2.1.32 及び 2.2.1 により要求される航海設備であって電力を必要とするもの。ただし、船籍国の国内法によって装備することが免除されるものを除く。なお、そのような設備に給電することが不合理又は不可能と認められる場合には、総トン数	JG 船舶設備規程第 300 条において参照する同第 299 条 （安全設備規則 4 編 2.1.33 に規定する ECDIS についても、非常電源装置から 18 時間の給電が要求される旨明確化）

「日本籍船舶における電子傾斜計に関する要件の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
5,000 トン未満の船舶に対してこの規定を適用しない。 ((d)から(f)は省略) ((5)から(10)は省略)	5,000 トン未満の船舶に対してこの規定を適用しない。 ((d)から(f)は省略) (5)から(10)は省略)	

「日本籍船舶における電子傾斜計に関する要件の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
(日本籍船舶用) 安全設備規則 4 編 航海設備 2 章 航海設備 2.1 航海設備 2.1.34 電子傾斜計 -1. 2026 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある、<u>国際航海に従事する総トン数 3,000 トン以上のコンテナ運搬船及びばら積貨物船</u>には、船舶のロール運動を計測、表示及び記録する電子傾斜計を備えなければならない。 -2. 電子傾斜計は、<u>附属書 4-2.1.34 に定める性能基準に適合したものであって、かつ、当該附属書中 1.3.2 にいう「設定されたヒール角を超えたことを示す警告」を設けたものでなければならない。</u>	(日本籍船舶用) 安全設備規則 4 編 航海設備 2 章 航海設備 2.1 航海設備 2.1.34 電子傾斜計 -1. 2026 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある総トン数 3,000 トン以上のコンテナ運搬船及びばら積貨物船には、船舶のロール運動を計測、表示及び記録する電子傾斜計を備えなければならない。 -2. 電子傾斜計は、<u>附属書 4-2.1.34 に定める性能基準に適合したものでなければならない。</u>	JG 船舶設備規程第 146 条の 27 の 2 JG 航海用具の基準を定める告示第 22 条の 2 第 3 号

「日本籍船舶における電子傾斜計に関する要件の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
3 章 航路を制限される船舶及び小型の船舶に施設される航海設備の特例 3.1 一般 3.1.2 航海設備の特例 国際航海に従事する船舶であって船級符号に <i>Coasting Service</i> 又はこれに相当する付記を有するものについては、本会が差し支えないと認める場合に限り、2章の規定のうち国際航海に従事する船舶に関する規定（2.1.19, 2.1.20, 2.1.21, 2.1.22, 2.1.23, 2.1.24, 2.1.25, 2.1.27, 2.1.28, 2.1.29, 2.1.30, 2.3, 2.4.1 を除く。）は適用しない。 3.2 航海設備 (削除) 3.2.20 船橋航海当直警報装置 (BNWAS) (省略)	3 章 航路を制限される船舶及び小型の船舶に施設される航海設備の特例 3.1 一般 3.1.2 航海設備の特例 国際航海に従事する船舶であって船級符号に <i>Coasting Service</i> 又はこれに相当する付記を有するものについては、本会が差し支えないと認める場合に限り、2章の規定のうち国際航海に従事する船舶に関する規定（2.1.19, 2.1.20, 2.1.21, 2.1.22, 2.1.23, 2.1.24, 2.1.25, 2.1.27, 2.1.28, 2.1.29, 2.1.30, <u>2.1.31, 2.1.34,</u> 2.3, 2.4.1 を除く。）は適用しない。 3.2 航海設備 3.2.20 船舶長距離識別追跡装置 (LRIT System) <u>2.1.31 にかかわらず、船級符号に <i>Smooth Water Service</i> 又はこれに相当する付記を有する船舶については、船舶長距離識別追跡装置を備えなくても差し支えない。</u> 3.2.21 船橋航海当直警報装置 (BNWAS) (省略)	JG 船舶設備規程第5条（沿海国際すなわち日韓航路における軽減規定） 安全設備規則 4 編 2.1.31 に規定する LRIT についても、JG 要件と整合させ、現状の取扱いを明確化 LRIT は、国際航海に従事する船舶に対して要求されており、本軽減規定は実質的な意味を持たず冗長であるため、削除

「日本籍船舶における電子傾斜計に関する要件の明確化」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	<u>3.2.22 電子傾斜計</u> <u>2.1.34 にかかわらず，国際航海に従事しない船舶については，主管庁が認める場合，電子傾斜計を備えなくても差し支えない。</u>	安全設備規則 4 編 2.1.34-1.における適用 対象の明確化に伴う 改正
附 則		
1. この改正は，2027 年 1 月 1 日から施行する。		